

村上市市税等の口座振替推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村上市財務規則（平成20年村上市規則第49号。以下「規則」という。）

第59条第2項の規定に基づき、市税等の口座振替による納付を推進することで、納入義務者の利便性の向上、収納事務の合理化及び行政コストの抑制を図ることを目的とする。

(口座振替を推進する市税等)

第2条 口座振替の方法により納付することができる市税等（以下「収入金」という。）

は、次に掲げるものとする。

- (1) 市県民税（普通徴収分）
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税（普通徴収分）
- (5) 介護保険料（普通徴収分）
- (6) 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）
- (7) 社会福祉負担金
- (8) 老人ホーム入所者負担金
- (9) 心身扶養共済制度負担金
- (10) 学童保育所利用料
- (11) 保育料及び副食費
- (12) 市営住宅使用料及び駐車場使用料
- (13) 県営住宅使用料及び駐車場使用料
- (14) 情報ネットワーク使用料
- (15) し尿処理手数料
- (16) 水道料金
- (17) 下水道使用料
- (18) 奨学資金元金回収金
- (19) その他市長が定めるもの

2 前項各号に掲げる収入金の納付について、口座振替を基本の納付方法として利用を推進するものとする。ただし、納入義務者の選択により、窓口納付その他の方法により納付することを妨げない。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替を取り扱うことができる金融機関は、村上市指定金融機関及び村上市収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(手続等)

第4条 口座振替により納付をしようとする者は、口座振替依頼書（以下「依頼書」という。）を取扱金融機関又は市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、電子申請による申し込みを受け付けることができる。

(振替日等)

第5条 振替日は、納期限又は市の指定する日とする。

2 会計管理者は、振替の結果について預金通帳への記帳をもって領収書の発行に代えるものとする。

(取扱手数料)

第6条 収納事務取扱手数料等については、市と取扱金融機関が協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。